

「被災者支援コーディネート事業」の対象事業として必要な点
(審査基準)

「被災者支援コーディネート事業」(復興庁直接交付分)の対象事業として必要な点(審査基準)を以下のとおり評価し、交付対象事業及び交付可能額を決定する。

対象事業として必要な点は、以下の通り。

1. 各地域の被災者支援活動に関連して、「地域の支援体制の充実」及び「企業の社会貢献活動(CSR活動)と地域ニーズのマッチング」に一体的に取り組むものであること

2. 地域の支援体制の充実の効果が期待される取組であること

事業の実施方法・実施体制、活動頻度、自治体や支援団体等との連携のあり方等から、地域の支援体制の充実に結び付く取組として効果が期待できるものであること。被災者支援に係る人材確保に取り組む場合には、その効果についても期待できるものであること。

3. 企業の社会貢献活動と地域ニーズのマッチングの効果が期待される取組であること

事業の実施方法・実施体制、活動頻度、自治体や企業等との連携のあり方等から、企業の社会貢献活動を地域のニーズに対応した具体的な支援活動に結び付ける取組として効果が期待できるものであること。

4. 費用対効果の観点から妥当な取組であること

上記の効果を総合的に考慮した費用対効果の観点から妥当な取組であること。

5. 対象外の実施でないこと

以下のような対象外の実施でないこと。

- ①一般的な行政ニーズのもの
 - ・ 専ら一般的な行政ニーズに対応するもの（子育て、青少年健全育成、介護、障害者支援など）
- ②他の施策で対応するもの
 - ・ 主として被災者支援以外の分野の取組を目的とするもの（産業振興、観光など）
- ③事業内容が適さないもの
 - ・ 自らが支援活動を実施することを目的とするもの
- ④効果が期待できないもの
 - ・ 支援体制の充実の効果や、企業の社会貢献活動のマッチングの効果が低いと見込まれるもの
 - ・ 単発の取組に限られ、継続的な取組でないもの
 - ・ 極めて少規模の取組のもの